

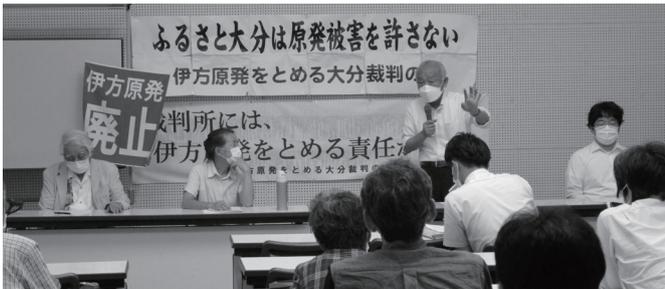
# 伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第21号  
2022/9/1

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会  
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4  
徳田法律事務所気付  
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)  
http://anti.ikata.org  
E-mail:info@anti-ikata.org



## ともに、山場へ向かおう



報告会 徳田弁護士ほか アートプラザ7.14

### 7月14日、新裁判体で弁論が再スタート

7月14日第23回口頭弁論、武智舞子裁判長中心の新しい裁判体が登場し、裁判が始まりました。いきなり私たち原告側と被告四国電力側の緊迫した弁論の場となりました。四国電力社員10数名が法廷の一角を陣取りました。

今回からは裁判所による抽選なし、コロナ禍による人数制限なしで開始された弁論は、約3時間のプレゼンテーションにより展開されました。

### プレゼンテーションで四電を圧倒

午後1時半から3時までの1時間半の持ち時間をフルに使い切り原告を代表して、河野近子さんの意見陳述、徳田弁護士「弁論更新にあたって」(P2~6参照)さらに松本文六原告共同代表、田中弁護士、楠本弁護士によるプレゼン(それぞれ放射能汚染による健康被害、3次元地下探査について、火山について)を行いました。

10分の休憩後に、四国電力社員2名により約1時間半の資料説明が続きました。それは原稿の“棒読み”であり、私たち原告の切実な訴えや問題点の指摘に対して、“対策をしているので大丈夫である”との説明に終始しました。私たちは啞然として聞いていたのですが、裁判官たちはどのように受け止められたのでしょうか。

後ほど判明したことは、四電はプレゼンを裁判体には見えるように配慮し、私たち傍聴者にはその配慮はありませんでした。私たちは四電社員から無視されたわけですから。

### 第24回口頭弁論 9月22日(木)

13:00 大分地裁集合

13:30 口頭弁論

原告意見陳述(高橋聡美さん)

プレゼンテーション

(徳田、田中、佐藤各弁護士)

15:10 プレゼンテーション(四電社員)

17時頃 報告会 県弁護士会館4階会議室(予)

\*裁判所による抽選はありません。

\*コロナ禍による人数制限はありません

**大勢の参加で、裁判所に私たちの熱意をつたえることが大切です、法廷を満席に!**

9月22日第24回口頭弁論では、さらに私たちの主張を分かりやすく、そして四国電力の主張との違いをはっきりさせていきます。ご期待下さい。

### 10月から証人尋問に

6月18日開催された第7回定期総会で、丸6年のこれまでの取り組みを踏まえて、勝訴にむけた私たちの意志を固めました。

武智舞子裁判長は判決文を書く決意を持っています。証人尋問を10、11月に実施し、その後、来春には最終弁論、結審、判決に至る流れとなりそうです。

### 10月20日(木)原告証人尋問

芦田譲京都大学名誉教授(三次元地下探査)

中島孝福島「生業」訴訟原告団長

(福島の実害被害者)

中山田さつき原告団共同代表

(大分県民のひとりとして)

\*詳細な時間、内容は10月上旬、はがきとメールで案内します。

### 11月24日(木)被告証人尋問

四国電力社員等

\*詳細な時間、内容は11月上旬、はがきとメールで案内します。

# チェルノブイリ、福島が私たちに問うこと



原告 河野 近子

## 1. はじめに

私は河野近子と申します。別府市在住の75歳になる女性です。現在ヘルパーをしております。

## 2 原発問題を知るきっかけ

40代初め、グリーンコープ生協で役員をしております。この生協は環境問題に熱心に取り組んでおり、その活動の中で原発問題を知ることになりました。当時、大事故の時の桁外れの危険性を認識させられ、愕然としたものです。そして子ども達のために、日本で大事故を起こす前に、何としても全ての原発を止めなければ……との思いで走り始めました。

## 3 チェルノブイリで見聞きしたこと

1986年に爆発事故を起こし大規模な放射能汚染を引き起こした旧ソ連のチェルノブイリ原発。この被害の現状を日本に伝え、原発反対の世論を喚起しようとの思いで、事故の5年後から4回にわたり現地を訪れました。当時、史上最悪といわれる大事故で、地球規模の放射能汚染をもたらしたチェルノブイリ原発。その凄まじさは大変なもので、放射能は地球の裏側の日本にまで飛んできました。環境が汚染され、汚染された食品や水を摂取した女性の母乳から放射能が検出されるとニュースで報道されて、子育て中の母親を不安にさせたものでした。ソ連に隣接するヨーロッパでは、強い放射能の雲に襲われて大地が放射能で汚染され、そこで生産された作物が深刻に汚されました。ヨーロッパ産食品の輸入禁止が世界中に広がり、大騒ぎになったものです。

しかし、チェルノブイリ原発周辺の放射能汚染は、この比ではありませんでした。人が住むことができないレベルの激烈な汚染を受けた原発周辺の半径30kmは、事故後すぐに立入禁止となり、住民12万人は有無を言わされず、着の身着のまま故郷を追われました。

それから3年後には、なんと300kmを超える先の広大な土地が強い汚染を受けていることが判りました。3年以上も知らずに住み続けていた人々は、強い放射線に被曝し続けてきましたので、私達が訪問した時には、子どもを中心に、甲状腺ガンや白血病をはじめとする、あらゆる病気に見舞われていました。ある汚染地の医者

は「子ども達全て、大なり小なり病気を抱えている。完全に健康といえる子どもは1人もいない。」と吐露していました。

結局、人が住めないほどの深刻な汚染地から移住させられた人は40万人にも及んだということです。

## 4 原発事故のおそろしさ

一瞬にして広大な地域を汚染し、山も川も大地も全てを放射能まみれにしてしまう原発事故。しかも一旦ばら撒かれた放射能は、人の力では消すことができません。原子核それぞれの寿命で、放射能が減っていくのを待つしか無いのです。

大きな害をもたらすといわれているセシウム137が1000分の1まで減るには、300年という時を要します。その間、大地から放射線を出し続け、生命に害を与え続けます。また、水や作物に入り込み、めぐりめぐって体内に摂り込まれた放射能は、体内で放射線を出し、細胞の至近距離から生体を痛め続けるのです。

人の力の遠く及ばない危険を内包している原発。たかが発電のために、このような超危険なものを採用する必要があるとは到底思えません。

## 5 福島の事故

しかし、日本の原発が大事故を起こす前に一刻も早く止めたいという願いも空しく、ついに福島第一原発で恐れていた大事故が起きてしまいました。

政府の発表でも広島原爆168発分もの放射能が撒き散らされ、福島県はもとより、栃木県、群馬県、宮城県、岩手県、茨城県、千葉県、東京都等が、濃淡はあるものの広範囲に汚染されてしまいました。

最も激しい汚染を受けた人々は愛する故郷を追われ、大地に根付いた仕事も奪われて、見知らぬ土地で根無し草のような生活を強いられています。事故から11年を越えた今も、このような人々が10万~15万人もいるといわれています。

その上その周辺には、行政から見捨てられ汚染地で暮らざるを得ない人々が大勢います。誰が好んで汚染地に住みたいと思うのでしょうか。しかし、先祖代々生活を営んできた故郷を捨てるのは、容易なことではありません。補償金も打ち切られ、汚染された土地に帰るほか、選択

肢がない人々がいます。そのような人々が、被曝の不安を抱えながら、本来の法律では人の住めない汚染地で生きています。事故後11年を経た今もなお、原子力緊急事態が解除されていないのです。

もちろん宅地周辺や畑など、部分的には除染がされています。しかし、全ての放射能を取り除くことは不可能です。それに森や山などは全く手つかずのままです。いずれまた、風や雨に運ばれて拡がるでしょう。

## 6 伊方原発は差し止められるべきこと

一旦大事故を起こせば、取り返しのつかない環境汚染を引き起こし、広大な土地を汚染してしまう原発。伊方原発で大事故が起これば、ここ大分の地も風向き次第で

は汚染の真っ只中に放り込まれるでしょう。故郷を追われ流浪することになる可能性があります。チェルノブイリでは300km先まで深刻な汚染地になりましたし、福島第一原発事故でも、ひとつ間違えば東京も人の住めない汚染地になる可能性があったと当時の内閣府原子力委員会委員長の近藤駿介氏が証言したのですから。

南海トラフに起因する巨大地震がいつ起きてもおかしくないといわれていますし、原発直近には中央構造線が横たわっています。伊方原発は日本の原発の中でも1、2を争う危険な原発といわれています。

大事故に見舞われ、故郷と子ども達の未来を放射能で汚染し尽くしてしまう前に、一刻も早く止めたいと、心の底から願い続けております。

<意見陳述書2022.7.14>

# 弁論更新にあたって、私たちの思い



弁護士 徳田靖之

私は、弁論更新にあたって、本件訴訟の各争点の内、司法審査のあり方等について、原告らの主張を説明することといたします。

## 1 本件訴訟の特徴と私たちの思い

### (1) 提訴に至った経緯

私は、先ず、私たち大分訴訟の特徴と言いますか、私たちがこの訴訟において何を目指しているのかについてご説明したいと思います。

本件訴訟は、全国各地の原発訴訟の中で最も遅く提起されたものです。訴訟提起の直接的な契機となったのは、平成28年4月の熊本・大分地震でした。東日本大震災の際の福島第一原子力発電所の重大事故を目の当たりにしていた私たちは、震度5弱という強震を体感したなかで、伊方原発周辺で大規模な地震が発生した場合に、私たちの身に何が起ころのかという危機感を、身をもって感じるようになったのです。原告数が569名という大規模な集団訴訟となっているのは、原告一人一人がこうした危機感を共有したうえでのことです。

裁判長はご存知かどうか分かりませんが、この大分地裁は、伊方原発から60km程度の地点に存在します。その意味で原発の最も近くに存在する裁判所であり、伊方原発に万一重大事故が発生した場合には、その被害を直接受けることになる裁判所でもあるのです。

## (2) 大分訴訟の特徴

後発の私たちは、提訴にあたって、先行する原発訴訟から多くのことを学びました。それと同時に以下の点に疑問も感じました。

**第1**は、裁判が余りに長期化しているのではないかとということです。

**第2**は、裁判が余りに専門的になりすぎているのではないかとということです。これは、原発の安全性という科学的・専門技術的な分野を争点とする以上やむをえない側面があるとはいえ、是正されるべきであり、私たちは、工夫をこらして、迅速でわかりやすい裁判を実現することを目指すことにしました。これが大分方式と呼ばれる本件訴訟の特徴です。

**第1**は、裁判の迅速化を実現するために争点の絞り込みと争点整理表の作成を行ってきました。裁判長、お手許の争点整理表を見てください。原告らは、争点を4つに絞り込み、これを13頁にまとめています。(被告の方は、44頁に及んでいます。)

**第2**は、書証の活用による人証の絞り込みです。原告らは、専門家証人を一人に絞っています。

**第3**は、誰にも理解できる裁判過程の実現を目指していることです。私が本件訴訟に参加して最初に戸惑ったのは、「基準地震動」とか「応答スペクトル」「アスペリティの応力降下量」といった言葉自体の難解さでした。原発訴訟は、住民の生命と健康に直結する訴訟であり、私た

ち一人一人が判決に至る過程において争点の所在を具体的に理解しつつ参加することが何よりも必要です。高度の科学技術論を装って、真実が隠蔽されることは絶対に許されないとこです。それ故に、私たちは、何よりも、平均的な法曹関係者が理解可能な形で争点を平易化することを心がけてきました。

## 2 司法審査のあり方について

### (1) 原発訴訟における「司法審査のあり方」論の位置付け

私たちは、原発訴訟における最大の争点は、「司法審査のあり方」であると認識しています。後発訴訟として、先行する各地の訴訟における司法判断（判決及び仮処分決定）を分析した結果、私たちなりに到達した結論は、原発の操業を差し止めるかどうかの司法判断の分かれ目は、次の3点にあるというものでした。

**第1**は、裁判官が、福島第一原発の悲惨な事故を、一人の人間として、どのように受け止めているのかという問題です。

**第2**は、裁判官が、原発訴訟における司法の役割（使命）をどのように理解しているのかという点です。余りにも科学的・専門技術的な分野に属することであり、原子力規制委員会等の専門家の判断に委ねるしかないとして、司法の役割を限定的に捉えて追認するのか、憲法によって委任された司法の責任において、あくまで、法の支配を実現すべく、司法としての具体的な判断を示すことに拘るのかという点です。

**第3**は、原発の安全性を司法として判断するにあたっての「判断枠組み」ないし判断基準をどのように設定するのかという点です。このハードルをどのような高さに設定するかによって、これまでの司法判断が分かれてきたのだということです。私は、本件訴訟の審理を担当するにあたって、裁判官の皆さんに、是非とも、この3点に留意していただきたいのです。

### (2) 「司法審査のあり方」を定めるうえでの前提事実

私たちは、「司法審査のあり方」を定めるうえで、次の3つのことが前提とされなければならないと考えています。

**第1**は、原発事故の絶対的な悲惨さ、重篤性です。万一、事故が発生したら、取り返しのつかない被害を及ぼすことになるというこの事実こそ、東日本大震災の歴

史を踏まえて、私たちが何よりも前提としなければならない事実です。

**第2**は、原発の安全性を判断するうえで必要不可欠とされる地震及び火山事象の予測にかかる科学（地震学や火山学）の不確実性です。今後起こりうる地震や火山事象を正確に予想することが不可能であるというこの哲理は、福島第一原発事故をもたらした東日本大震災の規模を予測できなかったという厳然たる事実によって裏付けられています。この自然事象の予測不確実性こそが、「司法審査のあり方」を決定的に拘束する前提事実です。

**第3**は、原発の安全性を判断するにあたっての資料の偏在という事実です。その資料は、私たち原告の側においては入手が絶対的に困難であり、一方的に電力会社に集中しています。この資料の偏在という事実は、安全性を司法審査するにあたっての立証責任のあり方を決定的に規定する事実です。

### (3) 「司法審査のあり方」における争点の所在

私たちは、「司法審査のあり方」をめぐる争点を次の3点にあると考えています。

**第1**は、原発に求められる安全性の程度です。

**第2**は、原発の安全性を判定するにあたって想定すべき自然災害の規模の如何です。

**第3**は、第2の争点を判断するにあたって、科学的知見をどのような基準で採用すべきかということです。

### (4) 原発に求められる安全性の程度について

**ア** 私たちは、原発に求められる安全性の程度については、福島原発事故のような過酷な事故を起こさないという意味での安全性が求められると主張しており、これを「限定的」絶対的安全性と表現しています。その意味は、「災害が万が一にも起こらないようにするため」に求められる安全性（伊方原発行政訴訟最高裁判決）と言い換えることができます。

**イ** 私たちが、人格権に基づく差止請求権として構成される訴訟において、このようなある意味で、抽象的・一般的とも言える安全性を必要とするのは、次の2点を理由にしています。

**第1**は、繰り返しになりますが、原発事故の過酷性・不可逆性にあります。

**第2**は、過酷な事故が、原子力規制委員会によって安全とされていた福島原発で現実に発生しているという厳

然たる事実です。

**ウ** そのうえで、このような安全性に関する立証のあり方については、原発という施設の構造に由来する機密性及び安全性判断に求められる科学性・専門技術性を考慮すれば、被告において、安全性についての第一義的な立証責任を負うというべきであり、原告らは、これを反証すれば足りるというべきです。こうした法理論は、密室内というべき場所で発生し、その判断に専門性が求められる医療事故訴訟等で確立したものであり、原発訴訟において当然援用されるべきものと考えます。

**エ** そして、この立証責任のあり方をめぐる判断こそが、先行する司法判断における結論を分ける大きな要因であったということを、裁判所には是非とも認識していただきたいと思います。

## **(5) 安全性判断にあたって想定すべき自然災害の規模について**

**ア** この点に関する原告と被告の主張の対立点は、想定すべき自然災害の規模について、現在における科学的知見を前提としたうえで、予測される最大規模の自然災害を想定すべきか、合理的に予測される規模で足りるのかという点にあります。原告らが、最大規模を想定すべきだと主張する理由は、以下の点にあります。

**第1**は、そもそも、地震や火山事象について、将来予測を正確に行うことには、科学的にも専門技術的にも限界があるということです。

**第2**は、被告の主張が、何をもちて合理的と評価するのかということが全くあいまいであり、結局のところ、「新規制基準」によることになってしまうのですが、同基準における審査基準とされている地震ガイドも火山ガイドも合理的とはいえず、住民側の請求を排斥した裁判を含む多くの司法判断においても、科学的に不確定、不正確とされているということです。

**第3**は、合理的に予測される規模で足りるという見解は、万が一という事態が生じた場合における対応を「社会通念」なる判断基準で免責してしまうということです。これでは、結局のところ、東日本大震災のような万が一の災害が発生した場合における対応を必要がないとする見解に帰着してしまうのです。先行判例において、住民らの請求を排斥した判断は、この点において、致命的な過ちを犯していると私たちは考えます。

**イ** この想定すべき自然災害の規模をめぐる主張の対立は、次のような場面で具体的な相違を生み出します。第1は、東南海トラフ巨大地震の規模の予測です。

30年以内に発生することが確実視されているこの巨大地震が、どの範囲にまで及ぶと予測するのかについては、琉球海溝にまで及ぶという学説があり、その場合には、被告の想定を超えた巨大地震になることが明らかにされています。また、この東南海トラフ巨大地震が、東日本大地震のような連続的な大地震の発生につながりうるのかどうかについても、科学者間で意見の対立があります。

**第2**は、想定すべき火山事象についてです。

後ほどご説明いたしますが、阿蘇4巨大噴火に準じた爆発を想定して、降下する火山灰の量を判断するのか、被告が想定した過去の九重山噴火で足りるのかという対立です。その意味で、この点に関して、どのような判断基準に立つのかということが決定的に重要となります。

## **(6) 自然災害の規模を想定するにあたっての科学的知見の採否のあり方**

**ア** 私たちは、「司法審査のあり方」をめぐる最大の争点は、自然災害の規模を想定する際に、複数の専門の見解が存在する場合のその採否のあり方にあると考えています。この点に関する原告と被告の主張の相違点は、支配的・通説的な見解であれば足りるのか、より保守的な（安全性を重視する）見解を採用すべきかの点にあります。

私たちが、より保守的な見解を重視すべきだと主張する理由は、以下の3点にあります。

**第1**には、繰り返し述べているとおり、地震や火山等の自然災害を理論的に完全に予測することは原理的に不可能だということです。結局のところ、いずれの見解も、国内外の過去の事例を参考にしながらの経験則に依拠する仮説にすぎないということです。したがって、多数の見解であるとか、有力ないし支配的見解であるということは、殆ど意味を有しないのです。このことは、関東大震災の予測の際にも、経験済みの鉄則というべきものです。大正年間に発生した関東大震災に関しては、当時東京大学地震学教室の助教授だった今村明恒氏がその発生を予告していましたが、同教室の主任教授であり「地震学の父」と呼ばれ、ノーベル物理学賞の候補者にもなった大森房吉氏はこれを「浮説」として全面否定し、今村助教授は、世間から「ほら吹き」と嘲笑されるに至っています。この歴史的事実は、地震予測が如何に困難で

あるのかということをはっきりするとともに、学会における権威や支配的見解なるものが、こと地震のような自然現象の予測に関しては意味をなさないことを示しています。そして、こうした歴史の教訓が今も生きていることを、私たちは、東日本大震災でいやというほど思い知らされたばかりです。

**第2**は、これも繰り返し述べているとおり、原発事故は、万一発生すると、取り返しのつかない過酷で不可逆的な被害を生じるのであるから、より安全を重視する見解こそが尊重されなければならないということです。

**第3**は、原発の安全性という高度に専門性の高い分野における見解の当否を法的地から判断するという司法の場においては、安全性という見地に立った判断を下す以外にはないということです。

**イ** 私たちは、先行する司法判断の中で、司法としての良識を最も示したものは、令和2年1月17日広島高裁決定だと思っています。この決定は、不当にも異議審で取り消されてしまいましたが、想定される自然災害の規模や活断層の有無についての複数の専門的見解が存在する場合においては、より保守的、より安全性重視の立場の存在を考慮すべきであるとの考えに基づいた判断を示しています。

## (7) まとめ

以上に述べた「司法審査のあり方」こそが本件における最大の争点であり、司法に身を置く者として、その使命を果たすうえで最大限に考慮すべきことであることを重ねて強調して、私の弁論を閉じさせていただきます。

# 6.17 福島「生業」・群馬・千葉・愛媛 の4訴訟最高裁判決 国の責任認めず、津波は想定外

「断じて受け入れられない。この判決文を裁判長は福島の皆さんの前で読みあげられるのか」「全く被害者に向き合っていない肩すかし判決だ」

最高裁第2小法廷の下した判決文を手にしながら、馬奈木弁護士の発した痛切極まる第一声。



中島孝福島「生業訴訟」原告団長 中央 馬奈木弁護士 6月17日

## ☆また原発事故を繰り返すだろう

9年の歳月を費やした判決。この間に100名以上の原告がいのちを落としている。

生業訴訟中島孝原告団長は「放射線物質の怖さにおびえながら当てもなく避難した、その人たちの苦難は今も続いている。これでもか、というくらい無責任な判決を最高裁は出した。また必ず日本では原発事故を繰り返す」と。

## ☆賠償責任を単独で負うことになる東電

すでに3月2日に東電の責任について最高裁判決が下されており、国の責任を認めないということは結果として東電が全面的に責任を負うこととなります。伊方原発に即して言えば、過酷事故を起こした場合に四国電力が全責任を負うこととなります。

## ☆4訴訟原告団・弁護団共同声明（6月22日）より抜粋

○国が規制権限を行使しなかったことについて、国の責任を認めないとの判決を言い渡した。裁判官全員一致の判決でなく、3：1と意見が分かれた判決でした。

○多数意見（3：1）は、原子力安全規制法令の趣旨・目的（何のために経産大臣に規制権限を与えているのか）について判断せず、「長期評価」の信頼性の評価も回避し、原発についての安全規制のありかた、事故に至る東京電力と保安院の対応についても判断していません。

○これでは、あれだけの被害を生み出した事故から何の教訓も得られません。まさに肩透かし判決で、司法に期待される役割を放棄したものであるというほかありません。

○三浦守裁判官の反対意見の正当性を評価します。

# 2022年度活動方針

コロナ禍による私たちの活動制限は今年で3年目に入りました。会場は昨年同様のJ:COM ホルトホール大分 201 会議室。午前10時より開会。約40名の参加。宇都宮陽子応援団共同代表の進行のもと、松本文六原告代表、奥田富美子応援団代表、岡村正淳弁護士代表挨拶の後、議長に日高俊次さんを選任し議事を進行しました。裁判体の交代について、岡村弁護士から詳しい説明がありました。12時までに総会を終了し、参加者は午後の芦田讓京大名誉教授講演会「伊方の三次元地下探査」に移動しました。

当会の裁判は提訴より、まる6年になろうとしています。3人目の裁判長となる府内裁判長のもとで、証人尋問日程も決まり、いよいよ終盤に入ったと実感していましたが、裁判長の体調不良と左右陪席の裁判官の異動により、裁判官が全員交代するという事態になりました。これまでの口頭弁論での意見陳述等を全く見聞きしない裁判官3人によって、新たに法廷が開かれることになります。私たちも初めての口頭弁論を迎えるような気持ちで、裁判官に運転差止の強い意思が伝わるような法廷を作っていくかねばなりません。

## 1. 大分地裁の私たちの差し止め裁判にしっかり取り組みます

- ① 傍聴席を毎回、満席にします  
コロナ禍の中の口頭弁論では傍聴席も人数制限されていました。その状態では、何とか、傍聴席も満席にできていましたが、人数制限がなくなると、今の傍聴者の人数では全く埋まりません。コロナ後を見据えて、傍聴行動の呼びかけを強めます。  
傍聴席を満席にすることが、裁判官への大きなプレッシャーとなります。私たちが真摯な気持ちで差し止め裁判をおこなっていることを傍聴席から投げかけましょう
- ② 原告意見陳述、弁護士意見陳述をできる限り行い、傍聴者に分かりやすい法廷にします
- ③ 口頭弁論後は報告集会を行い、質問や意見、交流ができるようにします
- ④ 原告、応援団の交流機会を増やし、会員相互に裁判遂行の持続力を高めます
- ⑤ 応援団会員募集を行います（応援団会員は県内、県外を問わない）

## 2. 財政基盤を固めます

- ① 応援団会員の会費納入率を向上させるため、納入願いや再納入願いを出示します
- ② カンパの募集を行います。カンパをしていただいた方々には適宜ニュースなどを送り、カンパや支持者を増やす努力をします。裁判遂行上、特別な支出が必要になった場合には、事情を説明したうえで、特別カンパの取り組みをします
- ③ 物販カンパの取り組みを行います

## 2. 情宣活動に努めます

- ① 集会、講演会、映画上映会、街頭活動などコロナ禍の中、実施しにくい状況がまだしばらくは続きそうですが、小規模でも取り組める企画を考え実施していきます。（映画「原発をとめた裁判長 そして原発をとめる農家たち」の県内上映を検討しています。）
- ② 裁判ニュースの定期的な発行（原発、その他についての本や資料の情報交換の欄を新たに設ける）
- ③ インターネットの活用（ホームページ、ニュース・お知らせのネット配信、リモートの活用）
- ④ 「いのちのわ」集会に参加

**3. 地域での活動の輪を広げます**（地域活動助成金の活用、事務局員・弁護団の各地域への出向）  
地域活動助成金制度とは「1地域2万円以内で会場費・講師謝礼・交通費等を補助します。県下各地の活動を活発にするために設けられました」

**4. 他県の訴訟団との交流、情報交換を行い、伊方原発再稼働阻止、抗議の現地行動にも可能な限り参加します**

**5. 大分県の原子力防災計画の改定を目指して活動します（安定ヨウ素剤を中心に**

## 2021年度収支報告書

(期間 2021年4月1日～2022年3月31日)

## 一般会計

## 収入

科目	2021年度予算	2021年度実績	備 考
応援団会費	500,000	457,968	会費の納入の促進を図る(157件)
カンパ	1,000,000	631,867	(121件) ※注1)
講演会チケット売上	20,000	0	ズーム利用により無料とした
応援団等物品販売益	140,000	231,230	素麺販売
受け取り利子	5	11	
前年度繰越金	1,154,333	1,154,333	
合計	2,814,338	2,475,409	

注1)グリーンコープおいたの分は'22年度収入への計上となりました

## 支出

科目	2021年度予算	2021年度実績	備 考
弁護士費用	500,000	500,000	予算のとおり
郵送料	260,000	294,342	裁判ニュース発送4回(例年は3回)
印刷費	220,000	203,009	裁判ニュース印刷4回(例年は3回)
賃借料	50,000	64,480	運営委員会・事務局会議等会場借上げ
交通費	50,000	50,780	広島高裁、伊方集会参加
消耗品費	20,000	49,951	封筒、コピー用紙
講演会費	100,000	30,440	馬奈木巖太郎講演会
その他	20,000	15,000	いのちのわ、川崎哲講演会協賛金 ※注2)
資料	10,000	0	実績なし
地域活動助成費	100,000	60,000	臼杵、大分、中津で映画上映実施
証人出廷費用	700,000	0	延期
予備費	784,338	0	
次年度繰越金		1,207,407	
合計	2,814,338	2,475,409	

注2)インターネット維持費は'22年度に支払いました

## 引当金会計(21年度中変化なし)

## 収入

科目	2021年度予算	2021年度実績	備 考
前年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

## 支出

科目	2021年度予算	2021年度実績	備 考
次年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

## 2022年度 予算

(期間 2022年4月1日～2023年3月31日)

## 一般会計

## 収入

科目	2021年度実績	2022年度予算	備 考
応援団会費	457,968	500,000	会員数の増加と会費の納入の促進を図る
カンパ	631,867	950,000	引き続きカンパをお願いする 注1)
講演会チケット売上	0	20,000	少人数でのみ可能と予測
応援団等物品販売益	231,230	230,000	素麺販売
受け取り利子	11	11	
前年度繰越金	1,154,333	1,207,396	
合計	2,475,409	2,907,407	

注1)グリーンコープおおいたより301,918円を'22年4月に受領

## 支出

科目	2021年度実績	2022年度予算	備 考
弁護士費用	500,000	500,000	弁護団への支払
郵送料	294,342	300,000	裁判ニュース郵送
印刷費	203,009	220,000	裁判ニュース、パンフレット等の印刷
賃借料	64,480	70,000	会議室借り上げ
交通費	50,780	50,000	他団体との連携・情報収集
消耗品費	49,951	40,000	封筒の補充
講演会費	40,440	200,000	芦田譲等講演会
その他	5,000	45,000	インターネット維持費(2年分)
資料	0	10,000	広報用
地域活動助成費	60,000	100,000	地域ごとの広報活動等の推進補助
証人出廷費用	0	900,000	裁判状況に即応するため
予備費	0	472,407	
次年度繰越金	1,207,396		
合計	2,475,398	2,907,407	

## 引当金会計

## 収入

科目	2021年度実績	2022年度予算	備 考
前年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

## 支出

科目	2021年度実績	2022年度予算	備 考
証人依頼	0	0	一般会計で900,000計上している
一般会計へ繰入	0	0	前年度繰越金でまかなう
次年度繰越金	2,210,803	2,210,803	
合計	2,210,803	2,210,803	

## 7.13 東電福島原発事故 株主代表訴訟 東京地裁判決 東電元役員への責任認定、13兆円賠償命令



判決言い渡し後、東京地裁正門前で勝訴の喜びを報告する原告株主ら（東京地裁正門前）

原発を所有し、動かすからには、万が一にも重大事故を引き起こしてはならない。電力会社の経営に携わる全ての者に、その覚悟を持ち、責任を自覚しているかを問う判決となった。（朝日新聞社説）

### ☆ 6.17 生業訴訟等の最高裁判決とは真逆の理由

防潮堤の効能に絞って事故を避けられたか否かを検討し、回避不能だったとした最高裁 6.17 判決に対し、東京地裁は他の電力会社や東電自身が一部で実施していた浸水対策を精査し、主要施設の水密化措置をとっていれば防げた可能性がある」と述べた。

事実を踏まえた説得力のある指摘だ。最高裁の判断は早晩見直されなければならない。（朝日新聞社説）

## 『大地を受け継ぐ』上映会

2022.5.14 大分市アイネス（文責 大原洋子）

福島原発事故直後の数多くの報道の中でもこの出来事はやりきれなく、記憶の底に張りついた。「3月24日朝、須賀川市（原発から65km）の有機農家の男性（64）が自ら命を絶った。政府が福島県産葉物野菜「摂取制限」の指示を出した翌日だった。畑には出荷直前のキャベツ7500株が残された」

4年後の2015年、男性の妻と農家の8代目の次男を首都圏の16～23歳の学生が訪ね、部屋でお二人の言葉に耳を傾けた。複数のカメラがそれを撮り続けるという、映画としては異色な作品である。

さらに7年後、大分市で約80人が鑑賞した後、語り合う会に半数近くが残り、14人が感想を語った。観終

### ☆ギネス級！13兆円 電力各社に衝撃が走る

今までは「経済産業省の言うとおりにしていれば大丈夫」と思っていたかもしれない」しかし13兆円の賠償という判決が個人に出された。自分の生涯をかけてする判断という重さが、極めてリアルに感じられたはずだ」河合弘之弁護士談。

### ☆判決文より抜粋

…4人の東電旧経営陣（勝俣恒久元社長、清水正孝元社長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長）に対する

#### 【東電に対する取締役の善管注意義務について】

原発では、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が起きると、原発の従業員や周辺住民らの生命や身体に重大な危害を及ぼす。また、国土の広範な地域や国民全体に対しても、生命や身体、財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの喪失を生じさせ、我が国そのものの崩壊にもつながりかねない。

このため、原発を運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的、公益的な義務がある。…

原子力事業者の取締役として、安全意識や責任感が根本的に欠如していたといわざるを得ない。

えると何かを語らずにはおれない映画と言える。

特に印象的だったのが、3度観た中山田共同代表の言葉。「311の衝撃が自分の中で薄れている。裁判を起こしたときの熱意も薄れていく。樽川さんの顔、お母さんの顔、心に刻み込もう。言葉は忘れるが。自分が退化しないように覚えておこう。原発をとめたい気持ちを維持していこう。16万人が避難し5万人がまだという数字では、気持ちの強さにつながっていかない。覚えておくことが、これから続けていく力になっていく。」

そう、忘れっぽい私たちを戒めるには、鍵となる人が必要なのだ。樽川さんの日に焼けた顔・長い指の伝える表情は、忘れられるはずがない。



### 上映後「感想を語り合う会」

上映から1カ月後の6月17日、最高裁で避難者訴訟における国の責任の初判断が出た。4人の裁判官のうち3:1で「国には責任なし」というヒドイ判決だった。農作業のため判決日に上京しなかった福島生業訴訟の原告・樽川さんが、どんな思いでこのニュースを耳にしたか、胸の内を想像せずにはおれなかった。

### DVD 貸し出し中!!

「いのちと暮らし」様より来年5月までお借りしています。多くの方に回して観てもらいたいので、1週間以内に御覧下さい。

送料はご負担願います。

ご希望の方は、

[ohayo-noen@nifty.com](mailto:ohayo-noen@nifty.com)

090-2296-1953 大原

までご連絡ください。

## 伊方の三次元地下探査について 6月18日(土) J:COM ホルトホール 303

# 芦田 讓 先生 講演会



午前中に第7回定期総会が開催され、午後2時からの講演会に、引き続き多くの人に参加されました。

また、講演終了後には熱心な質問を受け、芦田先生が丁寧に回答されました。伊方原発が抱える問題点・特に三次元地下探査について、京都大学名誉教授の芦田讓さんの講演内容の要旨を報告します。

1. 原子力規制委員会の定める審査ガイドにおいてさえ、以下の①及び②が必要とされているのに、四国電力はこれを満たしていない。

- ① 原発敷地内及び周辺まで地下構造を三次元的に把握することを求めるが、例外的に地下構造が成層かつ均質と認められる場合は別の簡便な方法でよい。
- ② 広域地下構造調査において、三次元深部地下構造の三次元不整形性等が適切に把握できていること

しかし、伊方原発にあっては地下構造が成層かつ均質ではないので、①の例外的な場合を適用するのは過ちである。②については、そもそもなされていない。

2. 中央構造線が活断層である可能性を四国電力は低評価している。

事実として、2008年10月26日から2011年4月14日までの間、中央構造線上またはその近傍に震源のある

24個の地震が観測されている。

3. 伊方原発最高裁判決は、「合理性判断は最新の科学的技術的知見による」としている。これは原発建設当時の科学水準で安全だとして運転が認められても、現在の科学水準で危険だとされれば、合理性がないとして運転を差し止めるべきだということと判断される。

四国電力の採用した地下調査の二次元反射法地震探査を上記最高裁判決に照らせてみれば、50年程も前の旧式な技術であって、現在の最先端の三次元反射法地震探査の正確さにぜんぜん及ばない。それ故、四国電力は最高裁判決に従って、三次元反射法地震探査による原発敷地及び周辺の調査を行わなければならない。

以下感想です。

三次元反射法地震探査は莫大な利益の有無が掛かっている石油・天然ガス等の資源分野において活用されるということに大変説得力を感じました。四国電力が三次元反射法地震探査を実施しないのは、利益にならない若しくは利益に反し探査すれば不都合な事実が見つかる可能性が高いと判断しているからでしょう。より安全なことが示されれば胸を張って主張できるはずです。「不都合な事実も検査しなければ無い、記録していないものは存在しない」という原子力マフィアの典型的な論理と思われます。(報告 池松 清)

# 事務局メモ

## 地域活動助成金制度を利用しましょう

県下各地の活動を(2万円を上限)助成する制度です。映画上映や講演会、学習会を開催する場合に会場費や講師謝礼、交通費等を補助します。

問い合わせ 事務局森山まで

## 応援団会費納入とカンパのお願い

裁判が新しい局面に入ること、支出増が予想されます。応援団で新年度(2022年度)の会費納入をお願いします。会員のカンパもご協力頂けるとありがたいです。

応援団 1口1,000円(3口希望)

カンパ お幾らでも結構です

### 【郵便振替】

口座名 伊方原発をとめる大分裁判の会  
口座番号 01710-7-167636

## 2022年度役員体制(変更なし)

原告団代表 松本文六 中山田さつき

弁護団代表 徳田靖之 岡村正淳 河合弘之

応援団代表 宇都宮陽子 奥田富美子 丸山武志

### 裁判の会

事務局長 森山賢太郎

会計担当 池松 清

会計監査 藤井克展 上野寛子



## ★第2回運営委員会ご案内

日時 10月14日(金) 18:00 ~  
コンバルホール 404号

8月4日第1回運営委員会が開かれました。裁判の山場を迎え、私たちにできることは何か、議論を進めていきます、オブザーバー参加歓迎。

## ★伊方原発ゲート前集会のご案内

日時 10月23日(日) 10:00 ~ 12:00  
伊方町 伊方原発前

参加希望者募集

詳細は事務局森山に問い合わせを。

## ★そうめん物販報告

恒例の夏季そうめん物販にご協力頂き、ありがとうございました。

利益 146,348円は裁判の会活動資金として有効活用させていただきます。

## ★グリーンコープ組合の取り組み報告

グリーンコープ大分の組合員の皆様の取り組みにより301,918円のカンパを頂きました。裁判の会活動資金として有効活用させていただきます。



目録を手渡す薬師寺理事長

## ★ホームページ活用、メール登録お願い

ホームページにアクセスしてみてください。7月14日のプレゼンテーション内容をすべて閲覧することができます。

また、諸連絡の配信や、裁判ニュースのNet配信を希望する人はぜひメール登録をお願いします。

1ページ右肩のホームページアドレス、事務局メールアドレスにアクセスするだけでOKです。

## ★リーフレットの活用について

応援団会員募集等にご活用ください。

## 「いま、この惑星で起きていること」

森さやか著(岩波ジュニア新書)

「地球はみんなの共有地」がコンセプト。フリーの気象予報士が異常気象の実際とその原因を、ユーモアとエスプリを効かせて解説していく。「みんな」には人間だけでなく、動物、植物、土、微生物、さらには他の星々をも含まれる。繊細で壮大で、やさしい哲学の世界とも言える。核兵器や原発を考えるうえで、とても参考になる。



## 編集後記

□東電株主訴訟の13兆円!すごい判決が出ました。判決文も、スカッとする見事な内容でした(10ページ参照)。樋口元裁判長の名判決を彷彿とさせます。

□生業訴訟などの最高裁判決が国の責任なし、とした“無責任な”結論。残る全国約25の裁判、困難ですが乗り越えていってほしい。

□前号(20号)で紹介した「311こどもの甲状腺がん」裁判。6人の若者が勇気を振り絞って意見陳述をはじめました。次号以降、引き続き注目していきます。(森山)

## 映画「原発をとめた裁判長…」ご案内

大飯原発、高浜原発をとめた樋口裁判長を主人公にした映画です。2019年総会で講演して頂きました。「日本と原発」「日本と再生」のスタッフが制作



別紙チラシを参照。

9月16日~22日  
別府ブルーバード劇場にて県下初上映